

港湾・漁港工事におけるICT活用工事(島根県版)実施要領

1. 趣旨

本要領は、島根県農林水産部水産課又は土木部港湾空港課が所管する港湾・漁港関係工事における情報通信技術を活用した工事（以下、「港湾・漁港ICT工事」という。）を施工するために必要な事項を定めたものとする。

2. 対象工事

I. 浚渫工、II. 基礎工、III. ブロック据付工のいずれかを含む工事を港湾・漁港ICT工事の候補とする。

I. 浚渫工・・・(詳細は別紙1参照)

II. 基礎工・・・(詳細は別紙2参照)

III. ブロック据付工・・・(詳細は別紙3参照)

県で実施要領を定めていない工種についても、契約後の受発注者協議により港湾・漁港ICT工事の対象にできるものとし、港湾局又は水産庁が要領を定めている工種については、それらの要領を準用して、その他の工種については見積りにより費用計上を行うものとする。

3. 港湾・漁港ICT工事の実施方法

3-1 発注方式

施工者希望型により実施する。

(1) 施工者希望A型

港湾・漁港ICT工事の候補工事であることを明示して入札を行う。

(2) 施工者希望B型

従来公告で入札を実施した工事において、入札後、発注者がICT活用可能と判断した場合に、港湾・漁港ICT工事の候補とする旨通知する。

3-2 活用計画書の提出

受注者は、契約後、ICT施工技術の一部活用も含め、ICT活用施工を行う希望がある場合、「ICT活用工事(港湾・漁港)計画書」を監督職員へ提出するものとする。監督職員は、提出のあった計画書(添付図面を含む)を事業課へ情報提供するものとする。

3-3 工事費の積算

(1) 施工者希望型における積算方法

発注に際して建設工事積算基準(従来基準)に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、必要経費による契約変更を行うものとする。

変更にあたっては、水産庁または国土交通省「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)」及び国土交通省「ICT活用工事積算要領(基礎工編・ブロック据付工編)」を用いるものとする。

また、「3次元設計データ作成」を受注者に実施させる場合には、見積り提出を求め(自社で行う場合も含む)、設計変更するものとする。

3-4 ICT活用工事实績証明書の発行

①令和5年度以降の完成工事の場合

発注者は、工事計画書(ICT活用計画書又は創意工夫に関する実施計画)に記された施工

プロセスの履行が確認できた場合、工事完成後にICT活用工事実績証明書（様式1）を発行する。

②令和4年度以前の完成工事および再発行等の場合

受注者は、様式2により発注者へ実績証明を申請することができる。発注者は、申請された内容について①と同様に履行が確認できた場合、様式2をICT活用工事実績証明書として受注者に返送する。ただし対象となる実績は過去2箇年度内に完成した工事とする。

上記①②で発行した証明書の写し（PDFファイル）は、共有サーバー内に格納し、県の発注機関内で情報共有する。

4. 港湾・漁港ICT工事の試行における留意点

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、当面は県、水産庁及び国土交通省が定めたICT活用工事に関する基準を参考に受発注者が協議のうえ行うものとする。

4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT活用工事に必要となる3次元データがある場合、これを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

4-3 工事成績評価における措置

受注者はICT活用施工を実施する場合、発注方式に関わらず、施工前に創意工夫に関する実施計画を、施工完了後に実施報告書を発注者へ提出する。発注者は実施報告書や現地でのICT活用施工を確認し、創意工夫における「その他」においてICT施工技術の活用状況を評価するものとする。

・「その他（ICT活用工事）」としての加点評価は最大2点。

ICT活用の対象とする全ての段階でICT施工技術の活用を行った場合は、2点の評価。

ICT活用の必須とする何れかの段階でICT施工技術の活用を行った場合は、1点の評価。

ICT活用施工を取り止めた工事については、加点対象としない。

4-4 候補工事の事前公表

施工者希望A型で実施する場合は、「島根県電子調達共同利用システム 入札情報サービス」の「発注見通し」において「ICT候補工事」と明記するものとする。

5. ICT活用工事（港湾・漁港工事）の活用効果等に関する調査（別途指示）

受注者は、監督職員から指示があった場合、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出するものとする。内容はその都度、別途指示する。

附 則

この要領は、令和4年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。